

入札・契約制度の改正について

令和3年4月から

最低制限価格・低入札価格調査基準価格

【令和3年4月1日以降の公告から対象】

最低制限価格及び低入札価格調査基準価格	
工種・業務委託	算定式
土木、水道、舗装等の工事及び業務委託	予定価格算定上の（直接工事費×97%+共通仮設費×90%+現場管理費×90%+一般管理費等×55%）の合計額（千円未満切り捨て）×1.10（消費税及び地方消費税）
建築工事（設備工事を含む。）	予定価格算定上の（直接工事費×90%×97%+共通仮設費×90%+（直接工事費×10%+現場管理費）×90%+一般管理費等×55%）の合計額（千円未満切り捨て）×1.10（消費税及び地方消費税）

※ 業務委託は、予定価格が1,000万円以上の公共土木施設維持管理等業務（草刈・剪定）をいいます。

※ 上記算定式により算出した額が、予定価格の10分の9.2を超える場合は10分の9.2（千円未満切捨）に相当する額、10分の7.5に満たない場合は10分の7.5（千円未満切上）に相当する額とします。

※ その他特殊工事については、別途算定式を設定する場合があります。

入札・契約制度の改正内容

- 1 一般競争入札の対象に、公共土木施設維持管理等業務（草刈・剪定）を加えました。
- 2 1のとおり、公共土木施設維持管理等業務（草刈・剪定）を一般競争入札の対象とすることから、一般競争入札の対象とした契約金額が500万円以上の全ての公共土木施設維持管理等業務（草刈・剪定）については、一般競争入札の対象とした建設工事と同様、履行保証としての契約保証金を要求することとします。
- 3 予定価格が1,000万円以上の公共土木施設維持管理等業務（草刈・剪定）については、最低制限価格・低入札価格調査基準価格の対象になります。